



児童扶養手当の受給には申請が必要です



児童扶養手当は、次のいずれかに当てはまる児童を監護している父、母または父母にかわってその児童を養育している方が受給対象となります。受け付けは随時行っていますが、手当の支給は申請の翌月分からです。

■手当の対象となる児童

「児童」とは、18歳の年度末までにある児童をいいます。ただし、一定の障害がある場合は、20歳未満までとなります。

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が政令で定める障害のある児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が生死不明な児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■申請方法

認定請求書と必要書類(戸籍謄本や住民票など)を添えて、福祉こども課(本庁舎1階)または各支所へ提出してください。

※受給要件や提出書類等は所得や家族の状況などによって異なります。事前に福祉こども課までお問い合わせください。

■その他

- ・受給資格があっても請求しない限り、支給されませんのでご注意ください。
- ・婚姻の届出をしていなくても事実婚の場合や遺族補償を受けられる場合、児童福祉施設に入所中や里親に委託されている場合等は手当が支給されません。

8月から児童扶養手当の加算額が変わりました

【全部支給の場合】

児童1人目：42,330円

児童2人目の加算額：10,000円

児童3人目以降(1人につき)：6,000円

【一部支給の場合】

児童1人目：42,320円～9,990円

児童2人目の加算額：9,990円～5,000円

児童3人目以降(1人につき)：5,990円～3,000円

※一部支給の場合、所得に応じて支給額が決定します。

※受給資格者、同居の扶養義務者の前年所得が一定額以上である場合、その年度(8月から7月まで)の手当の一部または全部の支給が制限されます。

～現在、児童扶養手当を受給している方へ～

●児童扶養手当現況届を提出してください

現在、児童扶養手当を受給している方(支給停止になっている方を含む)は、8月31日(水)までに現況届の提出が必要です。現況届の提出がないと、引き続き児童扶養手当の受給要件を確認することができず、8月分以降の手当が受けられなくなりますので注意してください。

●児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の提出について

児童扶養手当の受給から5年を経過するなど、一定の要件に該当する受給者へ『児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ』を送付しますので、期間内に必要書類を添付して提出してください。届出書が提出されないと手当の2分の1が支給停止となることがありますのでご注意ください。